

新型コロナウイルス感染症対策 中津市貨物運送事業者等支援金(燃料高騰対応)

新型コロナウイルス感染症や燃油価格高騰等の影響による輸送費の上昇により、厳しい経営となっている市内貨物運送事業者等に対して、経営の安定化を図るための支援金を交付します。

交付対象者

- ① 中津市内に本社等、その他事業拠点となる事業所を有し、当該事業所において貨物運送事業等を営んでいること。
- ② 令和4年4月1日時点で貨物運送事業等を営んでおり、支援金の交付を受けた後も事業を継続する意思があること。



※貨物運送事業等の範囲

- ◆ 貨物自動車運送事業法における一般貨物自動車運送事業
- ◆ // 特定貨物自動車運送事業
- ◆ // 貨物軽自動車運送事業
- ◆ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律における自動車運転代行業

中津市ホームページ
(支援金) →



支援金交付額

交付対象車両 × 支援金単価 支援金上限 : 法人 **100万円**、個人 **30万円**

業種	交付対象車両	支援金単価
一般貨物自動車運送事業	①令和4年4月1日時点で、国土交通大臣に貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出がされている車両、ただし抜けん引車は除く ②自動車検査証における使用者が交付対象者であり、使用の本拠の位置が中津市であること	普通自動車 10万円/台
特定貨物自動車運送事業		小型自動車および軽自動車 5万円/台
貨物軽自動車運送事業		
運転代行業	①令和4年4月1日時点で、大分県公安委員会に随伴用自動車として届出がされている車両 ②自動車検査証における使用の本拠の位置が中津市であること	

交付手続きの流れ

① 支援金交付申請【必要書類】

※申請は1事業者につき1回まで

- 中津市内に本社等、その他事業拠点となる事業所を有し、当該事業所において貨物運送事業等を営んでいることが確認できるもの(確定申告書、事業開業届、履歴事項全部証明書、大分県公安委員会に申請する認定申請書等の写し等)
- 令和4年4月1日時点で貨物運送事業等を営んでいることが確認できるもの
(国土交通大臣の許可証、更新許可証、貨物軽自動車運送事業経営届出書、変更等届出書、大分県公安委員会の認定証のいずれかの写し)
- 自動車運転代行業者は、随伴用自動車の届出が確認できるもの
(大分県公安委員会に申請する認定申請書等の写し)
- 交付対象車両すべての自動車検査証の写し(有効期限のあるもの)
- 通帳の写し(申請者名義で口座番号、フリガナが確認できるもの)

② 支援金交付(不交付)決定通知、支払い

交付決定した場合は、支払予定日を通知し、支援金をお支払い致します。

■申請期限 **令和5年3月31日(金)まで** 郵送の場合は**当日消印**まで有効

※感染防止対策のため、申請書類は下記へ**電子申請**または**郵送**で提出をお願い致します。

電子申請 または 郵送ができない場合は、下記の臨時窓口に持参して下さい。

≪郵送先≫

〒871-8501

中津市豊田町14番地3

中津市役所 商工・雇用政策課 あて

電子申請フォーム
(支援金) →



≪臨時窓口≫

中津市役所本庁舎 2階

商工・雇用政策課

受付時間 平日 9:00~17:00

≪問合せ先≫

TEL:(0979) 62-9044

新型コロナウイルス感染防止対策のため **電子申請** または **郵送** にご協力ください

🚨 **不正が発覚した場合は、申請者の法人名、屋号、氏名等を公表する場合があります。** 🚨